

条文	新	旧
第1条	この法人は、特定非営利活動法人カラフルと称する。	この法人は、特定非営利活動法人 カラフル とする。
第3条	この法人は、障がい者の社会進出、社会復帰、適正な福祉及び社会的理解の向上を多角的に目指し、ノーマライゼーションの実現に寄与することを目的とする。	この法人は、障害者の社会復帰、適正な福祉及び社会的理解の向上を多角的に目指し、ノーマライゼーションの実現に寄与することを目的とする。
第4条	この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。 ①保健、医療又は福祉の増進を図る活動 ②観光の振興を図る活動 ③学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動 ④人権の擁護又は平和の推進を図る活動 ⑤情報化社会の発展を図る活動 ⑥職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動 ⑦前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動	この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。 ①保健、医療又は福祉の増進を図る活動 ②人権の擁護又は平和の推進を図る活動 ③情報化社会の発展を図る活動 ④職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動 ⑤前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
第5条	この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。 <u>(1)障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業</u> <u>(2)障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業</u> <u>(3)介護保険法に基づく介護サービス事業</u> <u>(4)前各号に掲げる法律、法令及び事業に関連、附随又は準ずる事業</u> (5)その他、障害者(児)及び高齢者福祉の向上に寄与するために必要な事業 (6)情報化社会の発展と普及に寄与するための事業	この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。 (1)障害者総合支援法に基づく就労継続支援事業 (2)障害者総合支援法に基づく就労移行支援事業 (3)障害者総合支援法に基づく共同生活援助事業 (4)障害者総合支援法に基づく生活介護事業 (5)障害者総合支援法に基づく、特定相談支援事業 (6)介護保険法に基づく訪問介護事業 (7)介護保険法に基づく介護予防訪問介護事業 (8)介護保険法に基づく居宅介護支援事業 (9)その他、障害者及び高齢者福祉の向上に寄与するために必要な事業 (10) 情報化社会の発展と普及に寄与するための事業
第56条	この法人の公告は、この法人の掲示場に <u>掲示すると共に官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。</u>	この法人の公告は、官報に掲載して行う。